

日本に移住・帰国を希望する元日本人のビザ  
そして永住権の取得手続きについて

2025年6月29日



元日本人の帰国から永住権取得まで  
ビザ・インフォメーション

[www.e-toritsugi.com/moving.html](http://www.e-toritsugi.com/moving.html)

行政書士 高橋 雄一

行政書士 <sup>アイ</sup>タウン事務所

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-9-11

サン市川ハイツ3階

E-Mail. takahashi@e-toritsugi.com



## 1. アメリカから日本に帰国するまでの流れ

(申請者側のアクション)

- 在留資格/認定証明書/交付申請

提出先：日本の出入国在留管理局

提出者：本人 or 日本在住の親族  
(友人・知人は不可)

or 行政書士

↓

- 在留資格認定証明書交付

\* COE (Certificate of Eligibility) ともいう

↓

(COEを日本からL.Aへ送る。)

↓

- 査証 (visa) 申請

提出先：在L.A日本総領事館

提出者：本人

提出方法：郵送 or ドロップ・オフ

↓

- 査証 (visa) 発給

↓

- L.Aを出発、日本の空港に到着

↓

- 入国審査・上陸許可・  
在留カード発行

↓

- 市区役所へ住民票登録・国民健康保険の加入・マイナンバーカードの申請

## 2. 日本に帰国してから永住権取得までの流れ

(申請者側のアクション)

(役所側のアクション)

- **入国**

(空港で在留カードを受領)



(在留カードに書いてある期限日が近づいてくる)



- **ビザ更新**

(在留期間更新許可申請)

提出先：最寄りの入管

提出者：本人 or 行政書士



- 許可。新・在留カード発行  
(1年、3年、5年)



(在留カードの期限日が来たら、またビザ更新。その繰り返し。)



(やがて永住権の条件が整う)



- **永住権**申請 (永住許可申請)

提出先：最寄りの入管

提出者：本人 or 行政書士



- 審査期間  
(東京入管では1年半)



- 許可。新・在留カード発行  
(不許可の場合は、元のビザのまま)